

令和8年度静岡県生活困窮者等就労準備支援事業（合宿型） 委託業務仕様書

1 事業の目的

生活リズムが崩れている等の理由により就労の準備が整っていない生活保護受給者及び生活困窮者（以下「生活困窮者等」という。）に対し、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を行い、就労による自立の促進を図る。

2 業務概要

- (1) 業務名 静岡県生活困窮者等就労準備支援事業（合宿型）委託業務
- (2) 業務内容 生活困窮者等に対し、合宿型の集団生活訓練及び就労体験を活用し、就労に向けた基礎能力の形成を行う。
- (3) 事業期間 契約締結日から令和9年3月23日まで

3 就労準備支援事業について

(1) 対象者

就労準備支援事業（以下「本事業」という。）における支援の対象者は、県内郡部の生活保護受給者又は生活困窮者自立支援法に基づく支援対象者で事業利用についての支援決定を受けた者（以下「生活困窮者」という。）（以下、生活保護受給者及び生活困窮者を「生活困窮者等」という。）とし、原則として、長期間無業状態にある等により就労経験に乏しく、直ちに求職活動を行うことが困難であり、就労意欲の喚起や一般就労に向けた基礎能力の形成に関する支援を必要とする者で、本事業への参加意思がある者とする。

(2) 業務内容

県内郡部に居住する生活困窮者等であって、本事業への参加の同意が得られた者（以下「参加者」という。）に対して、原則以下の①及び②の事業を行う。②の事業は、①の事業が修了した者に対して実施するものとするが、②の事業から参加する者を拒むものではない。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染が拡大し、合宿型での実施が困難になることも想定されるため、①、②と同等の訓練内容が提供可能な宿泊を伴わない事業内容も想定すること。

① 合宿型の集団生活訓練

区分	内容
実施日数	4泊5日以内
宿泊	共同生活が可能宿泊施設内で宿泊
食事	合宿中は食事を提供
場所	宿泊可能な施設（共同生活ができる施設とすること。）

交 通 費	集合場所までの交通費は参加者の負担とする。 その他は、受託者の負担とする。
内 容	以下の事項を改善できる内容とすること。 ・合宿による生活習慣の改善 ・共同生活による人間関係の改善

② 認定就労訓練事業者等を活用した就労体験

区 分	内 容
実施日数	4泊5日以内（通所又はホテル等に宿泊） ※通所の場合は、半年程度に渡って就労体験を行っても構わない。この場合の実施日数は、就労体験期間中に5日程度とする。なお、この日数を上回っても構わない。
交 通 費	集合場所までの交通費は参加者の負担とする。 その他は、受託者の負担とする。
食 事	参加者の自己負担とする。
賃 金	認定就労訓練事業所等の規程による。
場 所	県内の認定就労訓練事業所（就労体験開始時までに就労訓練事業の認定を受ける事業所を含む。）の活用に務めること。また、農業就労訓練の活用も検討すること。
内 容	以下の事項を改善できる内容とすること。 ・就労体験による就労意欲の向上 ・身だしなみ、ビジネスマナーの修得 ・社会とのつながりの回復

(3) 参加者の定員

上記(2)①及び②を一体として1回とみなし、各回において、賀茂・東部・中部健康福祉センター（以下「各センター」という。）合わせて、生活保護受給者3人程度、生活困窮者2人程度とする。ただし、本事業への参加意思がある者の状況を勘案し、生活保護受給者と生活困窮者との間で、人数の配分を調整することができる。

(4) 実施回数

契約期間中に1回以上実施すること。

(5) 本事業への参加者の募集

	生活困窮者	生活保護受給者
各センター	県が委託している自立相談支援機関が、生活困窮者の中か	各センターが生活保護受給者の中から本事業による支援

	ら本事業による支援が必要と判断した者に対して、事業内容の説明を行い、参加を呼び掛ける。	が必要と判断した者に対して、事業内容の説明を行い、参加を呼び掛ける。
--	---	------------------------------------

(6) 支援員等の配置

合宿型の集団生活訓練の実施期間中は、常勤換算方法で2人以上（うち1人は常勤）の就労準備支援担当者を配置すること。

なお、参加者の状況は様々であり、支援方法も多岐にわたることが想定されることから、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や、就労支援業務の経験者、国が実施する就労準備支援事業従事者養成研修を受講済みである等、支援を適切に行うことが期待できる人材を配置すること。

(7) 報告等

合宿型の集団生活訓練及び就労体験が終了した都度、事業の実施状況及び参加者の変化について、県が指定した方法により県に報告すること。

(8) 各センター及び自立相談支援機関との連携

ア 各回の事業開始前、事業効果が高まるよう、各センター及び自立相談支援機関から適切に参加者の情報を引き継ぐこと。

イ 各回の事業終了後、適切に各センター及び自立相談支援機関に引き継ぐこと。

ウ 各回の事業終了後、必要に応じ参加者の就労支援に関するフォローアップを行うこと。

(9) 県が実施する研修等への協力

県が市町等に対して実施する、就労支援等に関する研修について、就労準備支援事業の成果等についての講演の依頼があった場合、可能な範囲で協力をすること。

4 業務の適正な実施等に関する事項

(1) 再委託

受託事業者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。

ただし、あらかじめ書面により県の承認を得た場合には、当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

(2) 個人情報の保護

個人情報の保護及び漏えい防止の徹底を図る。契約締結の際は、個人情報取扱責任者及び本委託業務の従事者を報告し、本委託業務に係る個人情報取扱者を明確にすること。なお、個人情報は紛失等が生じないよう厳重に金庫、

書庫等に保管する。

(3) 安全衛生管理

事業を実施する際には、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の規定を遵守し、安全衛生面での配慮を行うこと。

また、合宿型の集団生活訓練や就労訓練を行う際には、傷害責任保険への加入、その他、災害補償のための措置を適切に行うこと。

5 対象経費

(1) 対象経費の種類

対象経費は、次のとおりとする。

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金

(2) 対象経費の取扱い

対象経費の取扱いは、次のとおりとする。

ア 個人への現金給付や現物給付又は個人負担を直接に軽減するもの（個人の資格取得等に必要な費用等）は対象外とする。

イ 就労準備支援事業に従事する者の人材養成の取組のうち、事業者が事業所内で実施する勉強会や事例検討会等に必要な経費は対象とする。

ウ 生活困窮者自立支援制度従事者養成研修（厚生労働省が行う前期研修及び県が行う後期研修のどちらも含む。）参加のために必要な旅費は対象とする。

エ 本事業を通じた就労体験等において、利用者が怪我をした場合又は事業者が損害賠償責任を負った場合等の補償に関する保険の加入費用は対象とする。

オ 工賃や交通費など本人に対する手当は事業費から支出しないこと。

カ 就労体験先への報償費は対象とするが、その額は、適正なものとする。

6 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、県と協議の上決定する。